

# 重点点検分野（基盤分野）に係る 主な取組状況等

【分野名】長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

## 新規設定事項

- ・重点調査事項 : 環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化

## 第1回点検後フォローアップ事項

- ・重点調査事項 : 環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況
- ・重点調査事項 : 戦略的環境アセスメントの取組状況



・長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

### 【新規設定事項】

重点調査事項：環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化

環境分野の研究・技術開発の効率的・効果的な推進のため、政策目標の実現に重要な研究領域や課題への戦略的重点化を行うことが必要という観点から、

- a) 戦略的重点化に向け、今後研究・技術開発を進めるべき分野
- b) 環境と経済の好循環に資する研究・技術開発の現状と課題
- c) 研究・技術開発における異なる環境分野の連携状況とその効果について、調査を実施しました。

### 環境基本計画における施策の基本的方向

環境分野の研究・技術開発及びその成果の普及は、環境対策の基盤として極めて重要であり、科学技術基本計画に基づき策定される環境分野の推進戦略の方向性に沿って、引き続き重点的に推進します。また、その効率的・効果的な推進のため、政策目標の実現に重要な研究領域や課題への戦略的な絞り込みを行います。特に、環境と経済の好循環を実現し持続可能な社会を形成していく上で必要となるものを推進します。その際、先進的な科学技術のみならず、伝統的な技術についても効果を検証し活用していきます。

### 主な取組状況等

政府の研究・技術開発に係る施策は、現在、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）に基づき総合的かつ計画的な推進が図られています。この計画は、10年程度先を見通し、5年間の科学技術施策を具体化するものとして策定されたものであり、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間を対象としています。

そして、「環境と経済の好循環」に対応するものとして、6つの政策目標のうちの1つに、「環境と経済の両立」が掲げられ、以下のような12の個別政策目標が示されています。

#### 【 12の個別政策目標 】

- 1) 世界で地球観測に取り組み、正確な気候変動予測及び影響評価を実現する。
- 2) 世界を先導する省エネルギー国であり続ける。

- 3) 世界で利用される新たな環境調和型のエネルギー供給を実現する。
- 4) 燃料電池を世界に先駆け家庭や街に普及する。
- 5) 世代を超えて安全に原子力エネルギーを利用する。
- 6) 国民が必要とする燃料や電気を安定的かつ効率的に供給する。
- 7) 我が国発のバイオマス利活用技術により生物資源の有効利用を実現する。
- 8) 3 R (発生抑制・再利用・リサイクル) や希少資源代替技術により資源の有効利用や廃棄物の削減を実現する。
- 9) 環境と経済の好循環に貢献する化学物質のリスク・安全管理を実現する。
- 10) 持続可能な生態系の保全と利用を実現する。
- 11) 健全な水循環と持続可能な水利用を実現する。
- 12) 温室効果ガス排出・大気汚染・海洋汚染の削減を実現する。

また、これらの個別政策目標に係わる分野として、「環境分野」が重点推進4分野の1つに、また、「エネルギー分野」が推進4分野の1つに位置づけられ、それぞれについて、分野別推進戦略が策定されています。各分野別推進戦略においては、上記の政策目標を実現するために「重要な研究開発課題」が選定され、各々の具体的な成果目標が掲げられるとともに、平成22年(2010年)までの計画期間中に重点投資が行われるべき科学技術として「戦略重点科学技術」が選定されています。 **内閣府**

「環境分野」では、6つの研究領域( 気候変動研究領域、 水・物質循環と流域圏研究領域、 生態系管理研究領域、 化学物質リスク・安全管理研究領域、 3 R 技術研究領域及び バイオマス利活用研究領域) に分類された57の「重要な研究開発課題」が設定されるとともに、以下の11の「戦略重点科学技術」が設定されています。

**内閣府**

【 環境分野に係る戦略重点科学技術 】

『海洋地球観測探査システム』〔うち人工衛星から二酸化炭素など地球温暖化と関係する情報を一気に観測する科学技術〕  
 ポスト京都議定書に向けスーパーコンピュータを用いて21世紀の気候変動を正確に予測する科学技術  
 地球温暖化がもたらすリスクを今のうちに予測し脱温暖化社会の設計を可能とする科学技術  
 新規の物質への対応と国際貢献により世界を先導する化学物質のリスク評価管理技術  
 廃棄物資源の国際流通に対応する有用物質利用と有害物質管理技術  
 効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術  
 健全な水循環を保ち自然と共生する社会の実現シナリオを設計する科学技術  
 多種多様な生物からなる生態系を正確にとらえその保全・再生を実現する科学技術  
 人文社会科学的アプローチにより化学物質リスク管理を社会に的確に普及する科学技術  
 製品のライフサイクル全般を的確に評価し3 R に適した生産・消費システムを設計する科学技術  
 人文社会科学と融合する環境研究のための人材育成

「エネルギー分野」では、3つの大分類( エネルギー源の多様化、 エネルギー供給システムの高度化・信頼性向上及び 省エネルギーの推進) に分類された39の「重要な研究開発課題」が設定されるとともに、以下の14の「戦略重点科学技術」が設定されています。 **内閣府**

## 【 エネルギー分野に係る戦略重点科学技術 】

エネルギーの面的利用で飛躍的な省エネの街を実現する都市システム技術  
実効性のある省エネ生活を実現する先進的住宅・建築物関連技術  
便利で豊かな省エネ社会を実現する先端高性能汎用デバイス技術  
究極の省エネ工場を実現する革新的素材製造プロセス技術  
石油を必要としない新世代自動車の革新的中核技術  
石油に代わる自動車用新液体燃料（GTL）の最先端製造技術  
クリーン・高効率で世界をリードする石炭ガス化技術  
先端燃料電池システムと安全な革新的水素貯蔵・輸送技術  
太陽光発電を世界に普及するための革新的高効率化・低コスト化技術  
電源や利用形態の制約を克服する高性能電力貯蔵技術  
安全性・経済性に優れ世界に普及する次世代軽水炉の実用化技術  
高レベル放射性廃棄物等の処分実現に不可欠な地層処分処理技術  
長期的なエネルギーの安定供給を確保する『高速増殖炉（FBR）サイクル技術』  
国際協力で拓く核融合エネルギー・ITER計画

これらの計画及び戦略に基づく平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）までの研究・技術開発の成果については、平成21年度（2009年度）総合科学技術会議によって中間フォローアップが行われており、その結果、環境分野及びエネルギー分野については、概ね順調に進捗していることが明らかとなりました。

今後も、これまでの戦略を継続し、一層推進していくことが重要となっています。

### 内閣府

異なる環境分野の連携に関わる研究・技術開発については、例えば、コベネフィットの考え方に基づく各種研究・技術開発（温室効果ガスの排出削減（地球温暖化分野）と環境汚染対策（大気環境、水環境又は廃棄物・循環分野））（注1）、ヒートアイランド現象の解明や対策評価に関わる研究・技術開発（温室効果ガスの削減（地球温暖化分野）と都市の大気環境（大気環境分野））（注2）等、現在、様々な研究・技術開発が進められています。

このような異なる環境分野の連携に関わる研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に向けてますます重要となっています。今後も、環境分野の研究・技術開発全体の体系を念頭に置き、関連する各環境分野の連携を図るという観点で推進していくことが重要と考えられます。異なる環境分野の連携については、先述の環境分野の中間フォローアップにおいても、

- ・ 環境分野との相互の関連を全体的に見通すことが重要になってきており、そのためには俯瞰図が有効であること
- ・ 俯瞰図は、研究の企画、計画、実施、見直し等にも活用すべきであること
- ・ 日本国内あるいは国際的な基礎研究、技術開発、システム開発等が環境や社会、経済に及ぼす影響について、総合的に議論する上でも、俯瞰図は有効であることが掲げられ、環境政策が社会や経済に与える政府の影響も含め、俯瞰的かつ長期の視点から政策研究を進める必要があるとの指摘が行われています。

なお、環境分野の中間フォローアップの一環としてまとめられた「環境分野の現状

分析と今後の対応方針」においては、「環境問題の俯瞰図」の例として、異なる環境分野の連携について把握できる図（別紙）が示されています。**内閣府**

このように、「環境分野の研究・技術開発」は、第3期科学技術基本計画を中心に戦略的重点化が図られ、推進されていますが、各府省においては、その所掌に係る研究・技術開発を、同計画に則し、又は他の計画等との整合も図りながら進めるために、必要に応じて、例えば以下のような具体的な戦略、方針等を作成しています。

平成18年（2006年）7月、科学技術・学術審議会により、「地球環境科学技術に関する研究開発の推進方策」が策定されています。同方策は、第3期科学技術基本計画の環境分野に係る分野別推進戦略に示された課題について、文部科学省として推進すべき具体的な研究開発課題及び研究開発の推進に当たっての重要事項をまとめたものであり、第3期科学技術基本計画と同じ、平成22年度（2010年度）までの5年間を対象期間として設定しており、平成20年度（2008年度）にI P C C第4次評価報告書やG8北海道洞爺湖サミット等最新の状況を取り入れ、改訂されています。**文部科学省**

平成20年（2008年）7月、農林水産省においては、「地球温暖化対策研究戦略」が策定されています。同戦略は、第3期科学技術基本計画のうち、環境分野の気候変動研究領域に即して、農林水産分野における地球温暖化対策研究を総合的に推進するため、研究開発を推進する上で考慮すべき課題等を提示したものであり、平成20年度（2008年度）から5年程度を対象期間として設定しています。**農林水産省**

平成18年（2006年）3月、中央環境審議会は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」を策定しました。また、当該戦略を受け、平成19年（2007年）3月、環境省は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略の実施方針」を策定しています。同戦略においては、環境の保全に関する基本的政策を担う環境省が中心となり、関係府省や関係機関と連携しながら環境分野の研究・技術開発を推進するための戦略として、総合的・統合的アプローチ、環境研究・技術開発を支える基盤の充実・整備、研究開発成果の社会還元及び政策目標に沿った重点領域の設定、を規定するとともに、4つの領域（脱温暖化社会の構築、循環型社会の構築、自然共生型社会の構築及び安全・安心で質の高い社会の構築）ごとに重点的に投資すべき重要課題を設定しています。また、同方針においては、同戦略の趣旨を踏まえて環境省が中心となって行う施策の具体的な実施方針が示されています。

環境省では、同戦略及び方針を踏まえた研究・技術開発が実施されてきました。環境省の科学技術関係予算（独立行政法人への運営費交付金を除く）の約半分を占める競争的資金（注3）に関しては、総合科学技術会議における平成21年度（2009年度）予算の優先度判定において、「地球環境研究総合推進費」及び「循環型社会形成推進科学研究費補助金」が「加速して推進すべき」とされるなどの評価を受けています。

なお、環境研究・環境技術開発の推進戦略等は、第3期科学技術基本計画の環境

分野の分野別推進戦略と方向性を同じくしており、同計画との整合が確保されていますが、今後も、次期以降の科学技術基本計画の策定等に際し、環境省は、総合科学技術会議や関係府省等と一層連携を図っていくことが期待されます。 **環境省**

一般に、環境分野における研究・技術開発は、程度の差はあるものの、何らかの形で環境と経済の好循環に資するものであり、「環境と経済の好循環に資する」という観点で研究・技術開発の範囲を絞り込んでいくことは難しいところです。第3期科学技術基本計画における「環境分野」及び「エネルギー分野」の研究・技術開発も、「環境と経済の両立」という政策目標の下で進められていることから、これらは、「環境と経済の好循環に資する研究・技術開発」としても位置付けられるところですが、これらの他に、特に「環境と経済の好循環」に焦点を当てた取組として、例えば、以下のような取組が進められています。

財務省において、平成18年（2006年）10月、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」が設けられました。この研究会では、環境問題に対する経済・財政政策のあるべき姿を検討するため、環境経済学の潮流、経済・財政との関係、諸外国の状況、排出権取引や環境税といった環境対策手法等についての研究が行われ、平成19年（2007年）6月に報告書が取りまとめられています。 **財務省**

環境省においては、平成21年度（2009年度）より、新たに「世界に貢献する環境経済政策の研究」が始められています。この研究は、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会の将来像の提示や環境政策を戦略的に進めるための研究であり、具体的には、環境政策と経済との地球規模での相互作用の研究、環境保全と雇用等の企業の発展に関する研究及び効果的な環境政策形成に関する研究という3つの枠組みの下、合計8分野について調査研究を進めることとしています。 **環境省**

今後、第3期科学技術基本計画における「環境分野」及び「エネルギー分野」の研究・技術開発の成果も踏まえつつ、環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境と共生できる新しい経済社会の将来像を提示し、その実現に向けた政策の進め方を示すような研究・技術開発が、より体系的・重点的に進むことが期待されます。 **関係府省（主に内閣府、環境省）**

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況

経済・社会までも含んだ幅広い環境情報の中から特に必要となる情報を行政施策において幅広く利用できるようにし、また、国民に分かりやすい情報を提供することにより環境保全への国民の参加を促進するため、

a) 国民の環境保全行動に結びつく、各省連携による情報提供の推進

b) 情報提供内容、提供方法等の工夫

- ・ 利用者のニーズにあった提供形態の確保
- ・ 即時性・正確性の確保
- ・ 双方向性の確保
- ・ 速やかな統計情報公表

等

について、調査を実施しました。

## 第1回点検における指摘内容

環境に関する情報の整備及び提供についての取組については、環境情報に関する国民の満足度は平成14年度、平成15年度と10%前半で横ばいでしたが、平成18年度に4人に1人が環境情報に満足している状況となるなど、一定の成果がみられますが、環境基本計画上の目標（90%超）には、はるかに及ばない状況であり、十分とは言えません。今後、提供内容や提供方法等について、より一層工夫を凝らし、国民一人一人の行動に結び付いていくよう、各省連携して情報提供を行っていく必要があります。

特に、環境情報のニーズは、情報を利用する主体によって大きく異なっていることから、利用者のニーズに合った情報提供形態を確保する必要があります。また、情報の即時性・正確性を確保するほか、情報の受け手の参画・協働の推進を促すために双方向性（コミュニケーション）の確保についても留意していく必要があります。

また、温室効果ガス排出量の数値については、暫定値という形ですが、かなり統計情報として早く公表できるようになってきています。今後とも、速やかな統計情報を公表できるよう、改善に努めることが求められます。

これまでも、平成18年度に環境情報・環境統計の現状、ニーズ及び課題について専門家による検討が行われていますが、この検討結果も踏まえて、「環境情報戦略」の策定に向けた課題と基本的な方向について、更に発展的な検討を行うため、平成19年9月に、中央環境審議会総合政策部会に環境情報専門委員会が設置されており、専門的な見地から活発に議論が行われることとなります。



## 主な取組状況等

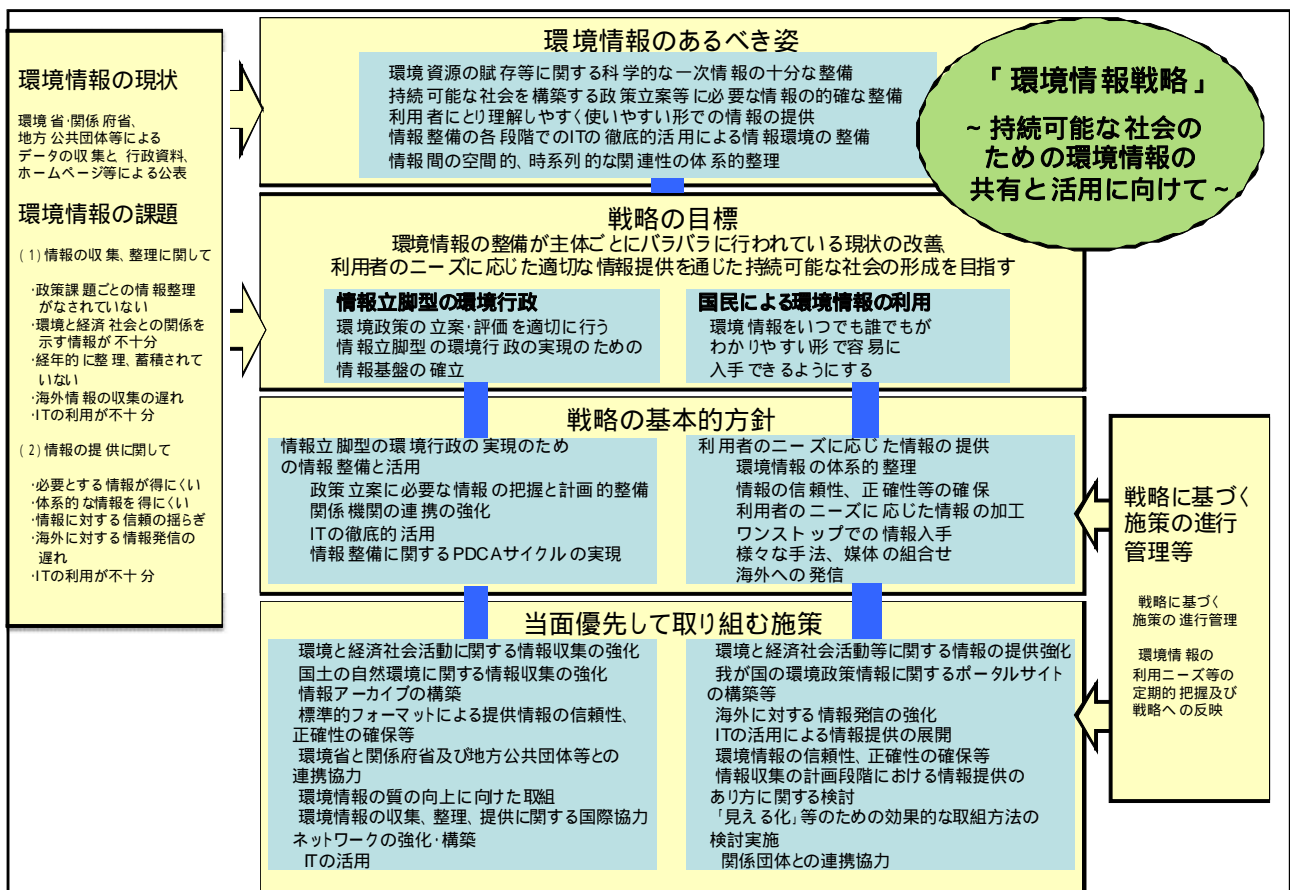
環境基本計画推進関係府省会議を構成する各府省の合意により、平成21年(2009年)3月、環境情報戦略が策定されました。【環境省】

本戦略は、基本の方針の一つとして、利用者のニーズに応じた情報の提供を定めており、環境省や関係府省等のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にする等、各省が連携して情報提供を行っていくこととしています。【環境省】

このほか、

- ・ 当面優先して取り組む施策として、グリーン購入の信頼回復と適正化に向けた対応による環境情報の正確性等の確保
- ・ 環境情報の利用主体別の意識調査を定期的に行い、把握した利用者のニーズ等を戦略の見直しに反映させること

等を定めており、このようなプロセスを通じて情報の受け手の参画を目指しています。【環境省】



## 環境情報戦略に基づく具体的な施策の内容

項目	具体的な施策の内容
5(1) 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化	「公的統計の整備に関する基本的な計画」において定められた環境に関する統計の段階的な整備のための具体的な措置、方策等（別表「第2 公的統計の整備に関し総合かつ計画的に講ずべき施策」部分の3(5)）を着実かつ計画的に実施する。
	環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会の将来像の提示や環境政策を戦略的に進めるための研究を進める。
	家庭における生活行動毎の環境負荷等、特に情報の収集の強化を図るべき分野について検討し、その結果に基づき、必要な取組を進める。
5(1) 国土の自然環境に関する情報収集の強化	昭和48年から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進める。 「生態系総合監視システム」の一環としてモニタリングサイト1000事業を拡充する。
	生物多様性の総合評価を通じて、関係府省との連携のもと、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果等を的確に把握するための手法の検討を進める。 我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集等を関係府省と連携して実施する。
	藻場、干潟、サンゴ礁など浅海や生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実に努めるとともに、主にわが国の200海里域内における海洋生物の生息状況等海洋生物多様性に関するさまざまな情報の収集整備を図る。 海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに進める。
	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)等人工衛星の開発・運用や画像解析をはじめリモートセンシング技術の活用等による広域的生態系モニタリングを実施し、各省等のデータの共有、相互利用の促進等の連携強化や速報性の向上を図り、我が国の自然環境の総合的な監視態勢の構築を進める。
	環境省が毎年開催する全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議、自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)等において、必要な指導や要請、研修等を実施していく。
5(1) 情報アーカイブの構築	国立国会図書館支部環境省図書館中期計画(平成20年3月1日国立国会図書館支部環境省図書館長決定)等を踏まえ、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化等を進める。 国立水俣病総合研究センター水俣病情報センターの公文書館的位置づけを明確にし、適切な情報収集と公開を推進する。
	国立国会図書館支部環境省図書館中期計画(平成20年3月1日国立国会図書館支部環境省図書館長決定)等を踏まえ、情報アーカイブを構築するための検討を開始する。
5(1) 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等	関連する専門家及び関係府省の意見を聴きながら、本戦略5(1)で記載された事項を含み、関係府省等で共通に使える標準的なフォーマットを、既存のデータベース等で使用されているものを参考にしつつ作成する。同フォーマットの普及については、環境情報戦略連絡会等により実施する。

項目	具体的な施策の内容
5(1) 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力	21年度においては、地方公共団体との会議の設置等を検討する。会議の開催に当たり、関係府省にも通知し、参加を求めることとする。
5(1) 環境情報の質の向上に向けた取組	環境省において、OECDワーキンググループでの議論等を踏まえながら、重要な環境情報や内容の変化が速い環境情報については収集の頻度を高める等の検討を行う。また、必要にに応じ情報収集プロセスの迅速化を目指し、そのために必要となる収集方法の改善について検討する。検討の成果については、関係府省及び地方公共団体との会議等の場を通じて、連携協力を確保しつつ、環境情報の収集プロセスや頻度の適正化等を促進する。
5(1) 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築	<p>海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図る。そのため、海外で公開されている情報に加え、国際機関、外国の環境行政機関、環境関係の団体等との人的つながりにより入手するオリジナルの情報を含め、海外の環境に関する情報の整備、蓄積及びその活用を図っていく。</p> <p>「10年実施計画」における我が国の役割の実施について定めた地球観測の推進戦略（平成16年12月27日総合科学技術会議決定）を踏まえつつ、第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）の環境分野に係る分野別推進戦略で位置づけられた方策によって得られた地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集、整理、提供を推進する。</p> <p>環境省において、国際的な環境に関する情報の交流の現状把握と課題等について調査した結果等を踏まえ、クリーンアジア・イニシアティブ等のアジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握する。その全体像や各枠組みにおいて収集、整理されている情報について関係府省と共有を図る。その上で、これらの情報をワンストップで効率的に利用できるような国際的な情報ネットワークの構築などについて関係府省と連携を図りつつ、検討し、実施する。</p>
5(1) ITの活用	ITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査結果を踏まえ、情報の検索を容易にする技術等のITの活用強化について検討を行う。その検討結果を、環境情報推進協議会において情報提供を行うこと等を通じ、環境省始め関係府省等における情報システムの更新等の機会に、導入可能なものについて、実施を促進する。

項目	具体的な施策の内容
5(2) 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化	(1) 及び に基づく取組により収集された環境と経済社会活動及び自然環境に関する情報提供について、定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等に基づき強化する。
5(2) 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等	<p>定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、例えば低炭素社会の構築等の政策課題別に関連情報を統一的に提供するポータルサイトの構築についての検討を実施する。なお、21年度においては、「国の環境政策」(仮称)に関するポータルサイトを構築し、関係府省における環境政策全般に関するトップページと環境省ホームページのポータルサイトへのリンク等を行う予定。</p> <p>定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、各政策課題等について、利用主体別のサイトを計画的に構築するための検討を行う。</p> <p>定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、各政策課題等について、環境省始め関係府省、地方公共団体、公的研究機関(大学等を除く)のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報(源)がわかるような仕組みの構築を進める。</p>
5(2) 海外に対する情報発信の強化	環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や企業、NPO等による環境保全活動やOECD等国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。
5(2) ITの活用による情報提供の展開	<p>ITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査結果を踏まえ、情報源の異なる情報を集めて提供する技術等のITの活用強化について検討を行う。その検討結果を、環境情報戦略協議会において情報提供を行うこと等を通じ、環境省始め関係府省等における情報システムによる情報提供機能の強化等の機会に、導入可能なものについての導入を促進する。</p> <p>平成21年度以降に実施するITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査においては、GISの利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等については、現在、文部科学省において開発が進められているデータ統合・解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。</p> <p>なお、これらの調査検討の成果については、環境情報戦略協議会において、提供する等により関係府省での活用を促す。</p>
5(2) 環境情報の信頼性、正確性の確保等	偽装等の問題に見られたように、不適切な情報の表示等により環境情報の信頼性が揺らいでいることを踏まえ、環境配慮製品について一定量の抜取り調査(製品テスト)を行い、実態把握、不正事案の公表、適確な情報提供等を進める。
5(2) 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討	専門家及び関係府省の意見を聴きつつ、例えば、本戦略3(2)に掲げた環境情報の用途毎に、想定される情報利用者のニーズに応じた提供情報の内容や作成方法を類型化したリストを作成する。その成果について、環境情報戦略協議会において情報提供する等により、政府全体への普及を図る。
5(2) 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施	農林水産省、経済産業省及び環境省で実施している「見える化」、エコ・アクション・ポイント、環境ラベル等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。
5(2) 関係団体との連携協力	環境省において、関係団体との会議の設置等を検討し、会議の開催に当たり、関係府省にも参加を呼びかける。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項：戦略的環境アセスメントの取組状況

上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、

- a) SEAガイドライン等を踏まえた実施事例の積み重ね、実施のための技術的な検討、それらの取組の状況等を踏まえたSEAガイドラインの不断の見直し
- b) より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討について、調査を実施しました。

### 第1回点検における指摘内容

戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模等の検討段階において、事業の特性やSEAガイドライン等を踏まえて実施事例が積み重ねられることが期待されます。このための技術的な検討を進めるとともに、それら取組の状況等を踏まえてSEAガイドラインの不断の見直しを行うことが必要です。

さらに、環境省において、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めることとされており、準備作業を進める必要があります。

### 主な取組状況等

戦略的環境アセスメントについては、平成18年度（2006年度）に戦略的環境アセスメント総合研究会において我が国での戦略的環境アセスメントの導入について議論がなされ、平成19年（2007年）3月に戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（以下、SEAガイドライン）が策定されました。SEAガイドラインは、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる上位計画のうち、位置・規模の検討段階の計画を対象としています。環境省

SEAガイドライン等を踏まえた取組を進めるため、環境省では、SEAガイドラインの情報提供を行うとともに、地域における戦略的環境アセスメントに係る体制を構築・強化するため、SEAガイドラインのパンフレット及び地方公共団体の環境影響評価担当部局が戦略的環境アセスメントの取組に関する実務を行うための参考となる資料を作成しています。これらの資料を全国各地の地方公共団体の担当者や実務者に対して広く周知するとともに、SEAガイドライン等を踏まえた取組に関する説明を行っています。環境省

関係府省においては、S E Aガイドライン等に基づき、事業の位置・規模の検討段階における取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めています。今後も、引き続き実施事例の積み重ねを進めるとともに、地域における戦略的環境アセスメントに係る体制の構築・強化を進め、それら取組の状況等を踏まえてS E Aガイドラインを不断に見直しくこととしています。

- ・環境省では、S E Aを含むものとして行われた那覇空港構想段階の検討について、アセス・サポーター（環境影響調査員）を活用して地域の環境情報の収集等を行うとともに、平成21年（2009年）2月に環境省意見を述べるなど、実施事例の積み重ねに取り組んでいます。

また、環境省所管の最終処分場については、S E Aガイドラインを受け、学識経験者からなる検討委員会における検討を踏まえ、「最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）」を平成21年（2009年）3月に取りまとめています。

#### **環境省**

- ・国土交通省では、公共事業の計画段階よりも早い構想段階において、計画策定プロセスの透明性・公正性を確保するため、平成20年（2008年）4月にいわゆる戦略的環境アセスメントを含む「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、より良い計画作りに取り組んでいます。ガイドラインでは、事業の計画段階よりも早い構想段階において、事業に対する住民等の理解と協力を得るとともに、検討のプロセスの透明性・公正性を確保するため、住民を含めた多様な主体の参画を推進するとともに、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に策定するための基本的な考え方を示しています。

那覇空港の滑走路増設に関する構想段階の検討にあたっては、複数の滑走路配置案についてガイドラインに基づき、P I手法（注4）を取り入れつつ社会面、経済面、環境面等様々な観点から比較評価し総合的に検討を行い、平成21年（2009年）3月に検討結果を公表しました。 **国土交通省**

- ・農林水産省では、土地改良事業においては、従来より、調査・計画の段階から環境配慮に関する検討を行っています。また、当面第一種事業に該当するような事業は予定されていません。このような状況を踏まえ、土地改良事業における戦略的環境アセスメントに関しては、従来の土地改良事業における計画策定のプロセスと環境省の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインの比較などにより、土地改良事業の特性等も踏まえた上で、その内容が整理・検討されているところです。 **農林水産省**

- ・防衛省では、防衛省における戦略的環境アセスメントガイドラインの導入の可能性に向け引き続き検討を行っています。今後、取組についての検討を進めるに当たり、防衛施設整備におけるS E A手続の在り方等について、防衛施設が持つ特性等を踏まえ

た対応が必要です。なお、当面S E A適用の対象となる事案は予定されていません。

#### **防衛省**

個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることとなる、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討については、環境省において、主要諸外国のS E A制度の最新状況について調査するとともに、S E A制度の対象範囲、体制、対象計画の意思決定、公衆関与の仕組み、地域の環境情報整備状況などについて、概要の整理分析を行っています。また、一部のS E A実施事例については、具体的な評価項目、評価手法、計画への適用方法等を整理分析しています。

今後、諸外国のS E Aに関する情報を補完するとともに、諸外国における政策及び計画の体系・形成プロセス、関連法令の制定状況、産業構造などの相違点に留意して、我が国において導入可能な手続の基本的なあり方を検討していくこととしています。

#### **環境省**

(注1) コベネフィットの考え方に基づく各種研究・技術開発の具体例としては、以下の様なものが挙げられます。

- ・ 沖縄産糖蜜からの燃料用エタノール生産プロセス開発及びE 3実証事業
- ・ 電気自動車走行距離大幅改善のための次世代大容量ラミネート型リチウムイオン電池に関する技術開発
- ・ 生ごみ等廃棄物系バイオマスからの高品質エネルギーのカスケード利用技術開発
- ・ クリーン開発メカニズム適用のためのパームオイル廃液(POME) の高効率の新規メタン発酵プロセスの創成
- ・ 二酸化炭素を排出しない排ガス中VOCの循環効率的な除去処理技術の開発

(注2) ヒートアイランド現象の解明や対策評価に関わる研究・技術開発の具体例としては、都市の緑化や保水性舗装化等の都市施策の効果を測定するシミュレーション技術の開発等が挙げられます(大気分野参照)。

(注3) 競争的資金 ... 環境省の競争的資金には、「地球環境研究総合推進費」、「環境研究・技術開発推進費」、「循環型社会形成推進科学研究費補助金」及び「地球温暖化対策技術開発事業」があります。これらの競争的資金制度の概要及び予算額(平成19年度～平成21年度)は以下の表に記したとおりです。

制度名	制度の概要	予算額(単位:百万円)		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
環境研究・技術開発推進費	広く産学官などの英知を活用した環境分野の研究開発の提案を募り、優秀な提案のあった応募者が所属する試験研究機関等に当該研究開発を委託して実施することにより、研究開発の推進を図る。	881	836	1,160 (「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」を統合)
循環型社会形成推進科学研究費補助金	循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究、技術開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。	1,261	1,135	1,803
地球環境研究総合推進費	地球温暖化等の地球環境問題の解決を科学的知見の集積を通じ支援するため、公募と評価による競争的な課題選定により、効率的かつ効果的に地球環境研究を推進する。	2,960	3,197	3,955
地球温暖化対策技術開発事業	早期に実用化が必要かつ可能な省エネルギー技術・再生可能エネルギー導入技術の開発や、先端的技術の実証研究について公募、選定した課題について、委託(又は補助)を行い、地球温暖化対策技術の開発を推進する。	3,302	3,710	3,805



(注4) P I手法 ... 空港整備計画の検討段階において、空港整備主体が関係地方公共団体と連携して、主として対象事業を行う空港(予定を含む)の所在または周辺地域の住民などのP I対象者に情報を公開した上で、広く意見を把握し、計画策定過程にP I対象者の参画を促すことをいう。

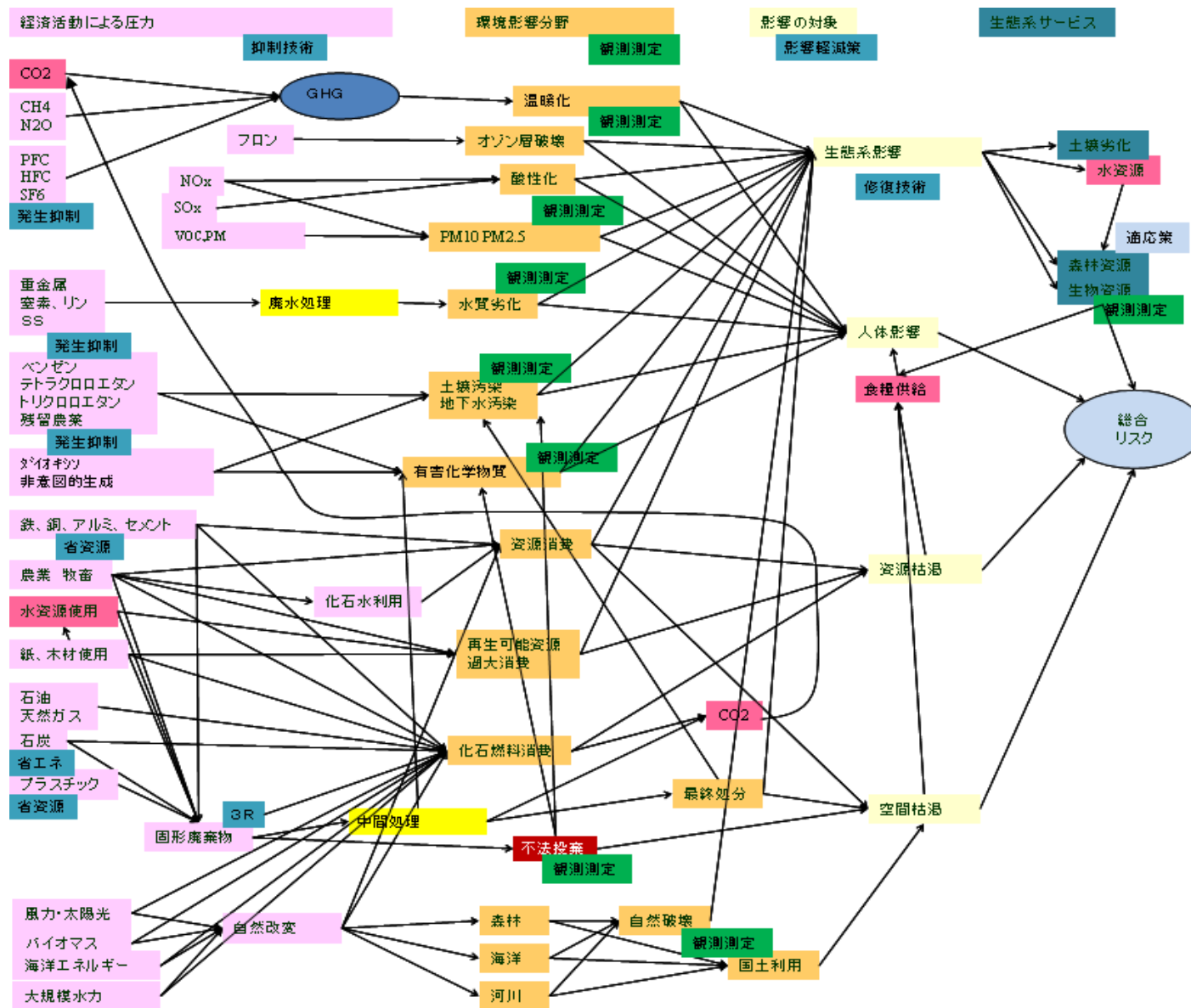


図 環境影響の伝播を表現した俯瞰図（重点領域研究「人間地球系」総括班報告書（1998）を改変。安井先生提供）